

議案第 57 号

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例案

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 8 月 29 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

桐生市都市計画税条例(平成 10 年桐生市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 12 条を附則第 13 条とし、附則第 11 条を附則第 12 条とする。

附則第 10 条中「附則第 2 条及び第 4 条」を「附則第 3 条及び第 5 条」に、「附則第 2 条及び第 5 条」を「附則第 3 条及び第 6 条」に、「附則第 3 条、第 5 条及び第 6 条」を「附則第 4 条、第 6 条及び第 7 条」に、「附則第 5 条から第 7 条まで」を「附則第 6 条から第 8 条まで」に、「附則第 7 条」を「附則第 8 条」に、「附則第 8 条」を「附則第 9 条」に改め、同条を附則第 11 条とする。

附則第 9 条中「附則第 7 条」を「附則第 8 条」に改め、同条を附則第 10 条とする。

附則第 8 条を附則第 9 条とし、附則第 7 条を附則第 8 条とする。

附則第 6 条中「第 2 条」を「附則第 3 条」に改め、同条を附則第 7 条とする。

附則第 5 条中「第 2 条」を「附則第 3 条」に改め、同条を附則第 6 条とする。

附則第 4 条中「第 2 条」を「附則第 3 条」に改め、同条を附則第 5 条とする。

附則第 3 条を附則第 4 条とし、附則第 2 条を附則第 3 条とし、附則第 1 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合)

第 2 条 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桐生市都市計画税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 29 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 議 案 説 明

### 議案第 57 号 桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例案

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税標準の特例について、所要の改正を行おうとするものです。